

児童福祉法に基づく つぼみケア

（児童発達支援、放課後等デイサービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 富田ケアセンター有限会社（以下「事業者」という。）が設置するつぼみケア（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービス（以下「指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び通所給付決定を受けた保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障がい児の保護者をいう。以下「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障がい児及び利用者（以下「障がい児等」という。）の立場に立った適切な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、次のとおり適切なサービスの提供に努めるものとする。

（1）児童発達支援の提供に当たっては、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

（2）放課後等デイサービスの提供に当たっては、障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

2 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）

との密接な連携に努めるものとする。

- 3 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、障がい児の保護者の必要な時に必要な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。
- 4 前三項のほか、法に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による支援は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 つぼみケア
- （2）所在地 岡山県倉敷市玉島乙島 7189-4

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（児童発達支援管理責任者兼務）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）児童発達支援管理責任者 1名（管理者兼務）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- （ア）適切な方法により、障がい児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- （イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児

児童発達支援、指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障がい児等の生活に対する意向、5 領域との繋がりを明確化した総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成すること。

(ウ) 通所支援計画の原案の内容を障がい児等に対して説明し、文書により障がい児等の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を障がい児等に交付すること。

(エ) 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障がい児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。

(カ) 障がい児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行うこと。

(キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員 1 名以上

通所支援計画に基づき障害児等に対し適切に支援等を行う。

(4) 保育士 1 名以上

通所支援計画に基づき障害児等に対し適切に支援等を行う。

(5) 看護師 1 名以上

通所支援計画に基づき障害児等に対し適切に支援等を行う。

(6) 機能訓練担当職員 1 名以上

通所支援計画に基づき障害児等に対し適切に支援等を行う。

(7) 嘱託医 1 名（非常勤職員 1 名）

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月・火・木・金・土とする。(祝日は営業・水・日休業)

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

月・火・木・金・土 8時30分から17時30分までとする。

(3) サービス提供日

児童発達支援：月・火・木・金・土とする。(祝日営業・水・日休業)

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

放課後等デイサービス：月・火・木・金・土とする。(祝日営業・水・日休業)

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間

児童発達支援：サービス提供日の9時30分から14時30分までとする。

放課後等デイサービス：サービス提供日の以下の時間とする。

(授業後) 授業終了から17時00分まで

(休業日) 9時30分から15時00分まで

(指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの利用定員)

第7条 事業所において提供する児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員は次のとおりとする。

5名

(指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者)

第8条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 重症心身障がい児とする。但し、必要に応じて、医療的ケア児及び障がい児(知的・肢体)を受け入れるものとする。

(指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容)

第9条 事業所で行う指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 通所個別支援計画の作成
- (2) 基本事業
 - (ア) 日常生活における基本的な動作訓練
 - (イ) 集団生活への適応訓練
 - (ウ) レクリエーション行事・創作的活動
 - (エ) 健康チェック
 - (オ) 相談及び援助
- (3) 介護サービス
- (4) 送迎サービス

事業所の所有する車両により、障がい児の自宅又は学校と事業所間の送迎を行う。

2 前項に規定するもののほか、給食サービス及び入浴サービスを行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した際には、保護者から指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した際は、利用者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。

- (1) 創作活動に係る材料費 実費相当額
- (2) 給食サービスの提供に係る食事代 1食あたり500円・おやつ代50円
- (3) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者に負担

させることが適当とみられるものの実費

(4) 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスで提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるものの実費

(5) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要した交通費（実費を徴収する）

(6) 入浴サービスの提供に係る費用—1回につき 300 円—削除

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 事業所内の機器使用にあたっては、職員の指示に従うこと。

(2) 利用者は利用前月 15 日までに次月利用予定表を事業所へ連絡し利用の旨を申し込むようにする。

2. 利用者は利用予定日時の変更または中止があった場合、利用前日までに事業所へ連絡することとする。（急病等の救急を要するものに対してはこの限りではない。）

(利用者負担額等に係る管理)

第 12 条 事業者は、利用者の依頼を受けて、障がい児等が同一の月に指定障害児通所支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定障害児通所支援を受けたときは、障がい児等が当該同一の月に受けた指定障害児通所支援に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 21 条の 5 の 3 第 2 項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 24 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 25 条の 5 第 1 項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障がい児等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 1 3 条 通常の事業の実施地域は、倉敷市及び浅口市の区域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 1 4 条 現に指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障がい児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに障害児等に係る指定障害児通所支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第 1 5 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第 1 6 条 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関する障がい児等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関し、法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定により岡山県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児等及びその家族からの苦情に関

して市町村又は岡山県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岡山県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 17 条 事業所は、その業務上知り得た障がい児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た障がい児等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障がい児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 18 条 事業者は、障がい児等への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）苦情解決体制の整備
- （3）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （4）虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

（身体拘束の禁止）

第 19 条 事業所は、サービスの提供にあたっては、障がい児又は他の障がい児の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障がい児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (2) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
- (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、障害児等に対する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 21 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。